

世界アンチ・ドーピング規程
(The World Anti-Doping Code)

検査に関する国際基準
International Standards for Testing

バージョン 3.0

2003 年 6 月

序説 (Preamble)

世界アンチ・ドーピング規程の検査に関する国際基準は、世界アンチ・ドーピングプログラムの一環として作成された義務的な国際基準である。

国際検査基準は、国際アンチ・ドーピング協定 (IADA) と WADA 内の専門家グループにより起草された ISO ドーピング・コントロール国際基準 (ISO ISDC) から抜粋されたものである。ISO ISDC は、IADA ドーピング・コントロール国際基準 (ISDC)/ISO PAS 18873(1999) に基づいている。WADA は、ISO ISDC 草案を完全な ISO 基準にするために IADA をサポートするとともに、積極的なパートナーである。ISO 手順は 2004 年中期の完成を予定している。

検査に関する国際基準バージョン 1.0 は、再審理と意見を求めるため、2002 年 11 月に署名当事者と各国政府へ回覧された。バージョン 2.0 は、署名当事者と各国政府より提出された意見と提案を基に作成されたものである。

全署名当事者と各国政府はバージョン 2.0 について意見を求められ、再審理と意見を提出する機会が与えられた。このバージョン 3.0 の草案は、2003 年 6 月 7 日に承認を得るために WADA 執行委員会に提起するものとする。

検査に関する国際基準の公式文書は WADA により整備され、英語とフランス語で出版される。英語とフランス語バージョン間におけるなんらかの矛盾が生じた場合、英語バージョンが優先されるものとする。

目次

第1部: 序論、本規程条項と定義	4
1.0 序論と範囲.....	4
2.0 本規程の条項.....	5
3.0 用語と定義.....	7
3.1 本規程における定義用語.....	7
3.2 検査に関する国際基準における定義用語.....	10
第2部: 検査基準	12
4.0 立案.....	12
4.1 目的.....	12
4.2 概略.....	12
4.3 登録検査対象リストの確立条件.....	12
4.4 競技外検査を目的とした競技者の居所情報収集条件.....	13
4.5 検査対象の選定条件.....	13
4.6 競技者の選択条件.....	14
5.0 競技者の通知.....	15
5.1 目的.....	15
5.2 概略.....	15
5.3 競技者への通知前条件.....	16
5.4 競技者への通知条件.....	17
6.0 検体採取セッションの準備.....	19
6.1 目的.....	20
6.2 概略.....	20
6.3 検体採取セッション準備条件.....	20
7.0 検体採取セッションの実施.....	21
7.1 目的.....	21
7.2 概略.....	21
7.3 検体採取前条件.....	21
7.4 検体採取条件.....	22
8.0 セキュリティ/検査後の管理.....	23
8.1 目的.....	23
8.2 概略.....	24
8.3 セキュリティ/検査後の管理条件.....	24
9.0 検体の移送と文書作成.....	24
9.1 目的.....	24
9.2 概略.....	24
9.3 検体の移送と文書作成条件.....	25
第3部: 付属文書	26
付属文書 A-遵守不履行見込みに対する調査.....	26
付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対する変更.....	28
付属文書 C-尿検体の採取.....	30
付属文書 D-血液検体の採取.....	33
付属文書 E-尿検体-量不足.....	36
付属文書 F-尿検体-分析機関の pH または比重ガイドラインを満たしていない検体.....	38
付属文書 G-検体採取担当者の条件.....	40

第 1 部: 序論、本規程条項と定義

1.0 序論と範囲

検査に関する国際基準の主な目的は、効果的な検査を計画することであり、かつ、競技者への通知から分析の為に検体を移送するまでの検体の完全性と識別性を維持することである。

検査に関する国際基準は検査対象の選定、競技者への通知、検体採取の準備と実施、セキュリティ / 検査後の管理、そして検体の移送に関する基準を含むものである。

全付属文書を含めた検査に関する国際基準は、本規程の全署名当事者に対し義務的なものである。

世界アンチ・ドーピングプログラムは、国際と国内のアンチ・ドーピングプログラムの最適な調和と最高の実務を確保するために必要な全要素を包含している。主要要素は: 本規程 (Level 1)、国際基準 (Level 2)、そして最もよい実施方法のモデル (Level 3) である。

本規程の序論において、国際基準の目的と履行は以下に要約する:

“アンチ・ドーピングプログラムの各種技術分野・運用分野に関する国際基準については、署名当事者及び各国政府と適切に協議した上で策定され、WADA が承認するものとする。これら国際基準の目的は、アンチ・ドーピングプログラムの技術分野・運用分野を所轄するアンチ・ドーピング機関相互間で調和を図ることである。国際基準を厳守することは、本規程を遵守する上での必要条件となる。国際基準は、署名当事者及び各国政府との適切な協議を経て、WADA 常任理事会が適宜これを改訂できる。本規程に特別の定めがある場合を除き、国際基準及びその改訂内容の効力は、当該国際基準又は改訂で指定された日付において発生するものとする。”

当該検査に関する国際基準に示されている基準は、ISO ドーピング・コントロール国際基準 (ISO ISDC) から抜粋されていると同時に、検査実施における管理とサポート手続きも含まれている。

本規程に示されている定義はイタリック体にて記すものとする。検査に関する国際基準に示されている追加定義には下線を引くものとする。

2.0 本規程の条項

本規程に示されている以下の条項は、検査に関する国際基準に直接関係するものとする：

第2条 アンチ・ドーピング規則違反 (Anti-Doping Rule Violations)：

2.3 関連のアンチ・ドーピング本規程で定められた形で通知を受けた後に、検体採取を受けない、もしくは正当な理由なく検体採取を拒否すること、又はその他の手段で検体採取を回避すること。

2.4 所定の居所情報を提出しない、合理的な規則に基づいて通知された検査に現れないことなどを含め、競技者が競技外検査を受ける場合に関連する義務に違反すること。

2.5 ドーピング・コントロールの一部を改ざんする、又は改ざんを企てること。

2.8 競技者に対して禁止物質又は禁止方法の投与・使用すること、又は投与・使用を企てること、アンチ・ドーピング規則違反を伴う形で支援、助長、援助、教唆、隠蔽などの共犯関係があること、又はこれらを企てる行為があること。

第3条 ドーピングの証拠 (Proof of Doping)：

3.2.2 ドーピング検査に関する国際基準からの乖離があっても、違反が疑われる分析所見、またはその他のドーピング規則違反の原因となっていない検査に関する国際基準よりの乖離は、当該分析結果を無効にしないものとする。国際基準からの乖離が検査期間中に発生した旨を競技者が立証した場合、アンチ・ドーピング機関は、違反が疑われる分析結果又はアンチ・ドーピング規則違反の根拠となった事実関係が当該乖離に起因していない旨を立証する責任を負う。

第5条 検査 (Testing)：

5.1 検査対象の選定・立案。検査を実施するアンチ・ドーピング機関は、同一の競技者層を対象として検査を実施する他のアンチ・ドーピング機関との間で、下記の事項について調整を行うものとする：

5.1.1 競技会検査・競技外検査の実効的回数を企画立案・実施する。各国際競技連盟 (IF) は管轄競技種目の国際的レベルの競技者について登録検査対象リストを定めるものとし、各国内アンチ・ドーピング機関 (NADO) は自国の競技者について国内的な登録検査対象リストと定めるものとする。国内的レベルの対象リストには、その国に属する国際的レベルの競技者のみならず、その他の国内的レベルの競技者も含めるものとする。各 IF 及び NADO は、自己の登録検査対象リストを対象とする競技会検査及び競技外検査を企画立案・実施する。

5.1.2 抜き打ち検査を重視する。

5.1.3 焦点を絞った検査を実施する。

5.2 検査基準。検査を実施するアンチ・ドーピング機関は、検査に関する国際基準に基づい

て当該検査を実施する。

第7条 結果管理 (Results Management) :

7.3 禁止リストに義務付けられている場合の違反が疑われる分析結果の追加審査。アンチ・ドーピング機関本体又は当該機関により設立された審査機関は、禁止リストの定めに従って追加審査を行うものとする。当該追加審査が完了した時点で、アンチ・ドーピング機関は追加審査の内容について競技者に対して速やかに通知するとともに、アンチ・ドーピング機関がアンチ・ドーピング規則違反の主張を行うか否かについても競技者に対して速やかに通知する。

第10条 個人に対する制裁措置 (Sanctions On Individuals) :

10.10 資格回復のための検査。資格剥奪期間の終了時に資格を回復する条件として、競技者は、暫定的資格停止期間中又は資格剥奪期間中において、検査権限を有するアンチ・ドーピング機関の競技外検査を受けなければならない。求めを受けた場合には正確な最新の居所情報も提供しなければならない。資格剥奪期間中に引退し、競技外検査対象リストから除外された後に資格回復を希望する場合、関連のアンチ・ドーピング機関に対して通知を行い、かつ引退した日付時点で残存していた資格剥奪期間と等しい期間内に競技外検査を受けるまでその競技者の資格回復は認められないものとする。

第14条 守秘義務及び報告 (Confidentiality and Reporting) :

14.3 競技者の居所情報。IF 又は NADO によって競技外検査対象リストに含まれる旨の指定を受けた競技者は、正確かつ最新の居所情報を提出するものとする。IF 及び NADO は、対象競技者の身元情報の調整及び最新の居所情報の収集を行うとともに、WADA に対してその情報を提出する。

WADA は、第15条の定めに従い、当該競技者の検査権限を有するアンチ・ドーピング機関に対して、上記情報を提出する。この情報については、常時秘密を厳守するとともに、その用途は検査の企画・立案、調整及び実施のみに限られるものとし、これらの目的に照らして不要となった時点で廃棄されるものとする。

14.5 ドーピング・コントロール情報に関するクリアリングハウス(情報センター) (*Doping Control Information Clearing House*)。WADA は、国際的レベルの競技者に加え、NADO の登録検査対象リストに含まれた国内的レベルの競技者について、ドーピング・コントロール検査のデータ及び結果に関する基幹的なクリアリングハウス(情報センター)としての役割を果たすものとする。検査対象の選定・立案を円滑に進めると同時に複数のアンチ・ドーピング機関による不要な検査重複を回避するため、各アンチ・ドーピング機関は、当該競技者に関する競技会検査及び競技外検査の内容を検査実施後、できるだけ早期に WADA クリアリングハウスに対して報告する。WADA は、競技者本人、競技者が所属する国内競技団体、NOC、又は NPC、NADO、IF 及び IOC、又は IPC がこの情報を入手できるようにする。WADA は、競技者に関する個人情報と極秘情報として扱うものとする。また、WADA は、少なくとも年1回の頻度で、この種の情報をまとめた統計数値の報告書を公表する。

第15条 ドーピング・コントロールの責務の明確化 (Clarification of Doping Control Responsibilities) :

15.1 競技大会時の検査 (Event Testing)。ドーピング・コントロール用検体の採取は、国

際競技大会と国内競技大会の双方で行うものとする。ただし、ある競技大会時における検査を主管する団体は、1 団体に限るものとする。国際競技大会において、ドーピング・コントロール用検体の採取は、当該競技大会に関して最終的な責任を負う団体(例、オリンピック競技大会の場合は IOC、世界選手権大会の場合は IF、汎アメリカ大会の場合は PASO)が主管するものとする。国際的な団体が上記競技大会において検査不実施の決定を下した場合、当該競技大会が実施される国の NADO は、当該国際的な団体又は WADA と協議を行いその承認を得た上で検査を主管できる。国内競技大会におけるドーピング・コントロール用検体の採取は、その国の指定を受けた NADO が主管するものとする。

15.2 競技外検査(Out - of-Competition Testing)。 競技外検査は、国際的団体及び国内的団体の双方が主管するものとする。競技外検査を主管できるのは、(a)WADA、(b)オリンピック競技大会もしくはパラリンピック競技大会の場合、IOC もしくは IPC、(c)競技者が所属する IF、(d)競技者が所属する NADO、又は(e)競技者が滞在している国の NADO とする。競技外検査については、WADA を通じて調整を行うものとし、検査活動全体の実効性を最大限に発揮させるとともに、各競技者に対する不要な重複検査を回避する。

15.4 相互認定(Mutual Recognition)。 第 13 条の上訴権が適用されることを条件として、署名当事者の検査、治療目的使用の適用措置、聴聞結果などの最終的審判のうち、本規程の趣旨に合致し、当該署名当事者の権限に属するものは、他の署名当事者全てによって認定・尊重されなければならない。もし、本規程を受諾していない団体の規則が、本規程の趣旨に合致していれば、署名当事者は、当該団体の上記行為も承認することができる。

3.0 用語と定義

3.1 本規程における定義用語

違反が疑われる分析結果(Adverse Analytical Finding)： 分析機関等の認定検査機関からの報告で、禁止物質、その代謝物もしくはマーカーの存在(内因性物質の量的増大も含む)の存在が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用が検体において確認されたものをいう。

アンチ・ドーピング機関(Anti-Doping Organization)： ドーピング・コントロール・プロセスに関する規則の採択、及びドーピング・コントロール・プロセスの実施、執行を所轄する署名当事者をいう。具体例として、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の主要競技大会機関であって自己の競技大会において検査を実施する団体、世界アンチ・ドーピング機構、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関等が挙げられる。

競技者(Athlete)： ドーピング・コントロールとの関係においては、国際的レベル(定義については各国際競技連盟が定める)、又は国内的レベル(定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める)において競技に参加する全ての者が含まれる。また、国際的レベル又は国内的に達しないレベルで参加する者であっても、その者を管轄する国内アンチ・ドーピング機関による指定を受けた場合には、「競技者」に含まれる。また、アンチ・ドーピング情報・教育との関連においては、本規程を受諾した署名当事者、政府、その他のスポーツ団体の管轄

下においてスポーツに参加する者をいう。

規程(Code)：世界アンチ・ドーピング規程をいう。

競技(Competition)：単独のレース、対戦、試合又は単一の競技会(singular athletic contest)をいう。具体例としては、オリンピックの100メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競技種目等のうち1日1回などの間隔で賞が暫定的に授与されるものについては、関連の国際競技連盟の規則において**競技(Competition)**と**競技大会(Event)**との区別が定められる。

アンチ・ドーピング規則違反の処置(Consequences of Anti-Doping Rules Violations)：競技者等がアンチ・ドーピング規則違反を犯した場合は、以下の効果が生じることになる：**(a)失効(Disqualification)**とは、特定競技又は競技大会における競技者の結果とそのメダル、得点及び賞の失効を含む全ての競技結果が無効になることをいう；**(b)資格剥奪(Ineligibility)**とは、一定期間にわたって、競技者に対して、競技その他の活動への参加が禁止されること、又は第10.9項に従って資金拠出が禁止されることをいう；**(c)暫定的資格停止(Provisional Suspension)**とは、第8条(公正な聴聞会を受ける権利)にいう聴聞会において最終的な判断が下されるまで、競技への参加が暫定的に禁止されている状態をいう。

ドーピング・コントロール(Doping Control)：検査対象の選定・立案、検体の採取・取扱、分析機関の分析、結果管理、聴聞会及び上訴を包括的に含んだプロセスをいう。

競技大会(Event)：単一の管轄団体の下で同時に実施される一連の個別**競技**を包括した概念を指す(例、オリンピック競技大会、FINA世界選手権大会、汎アメリカ大会)。

競技会(In-competition)：**競技会検査**と**競技外検査**とを区別するための概念であり、国際競技連盟などの関連**アンチ・ドーピング機関**の規則に特別の定めがある場合を除き、**競技会検査**とは、特定の**競技会**に関連して**競技者**が検査対象として抽出される**検査**をいう。

独立オブザーバー・プログラム(Independent Observer Program)：**世界アンチ・ドーピング機構(WADA)**の監督下で、特定の**競技大会**において**ドーピング・コントロール**を観察するとともに、観察事項に関して報告を行うオブザーバーの一団をいう。**世界アンチ・ドーピング機構**自体が**競技大会**の**競技会検査**を実施する場合、オブザーバーは第三者機関の監督下に置かれることになる。

資格剥奪(Ineligibility)：上記の**アンチ・ドーピング規則違反の処置**を参照。

国際競技大会(International Event)：国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、**主要競技大会機関**又は他の国際的スポーツ団体が主管している**競技大会**であって、当該**競技大会**に関して技術要員を任命しているものをいう。

国際的レベルの競技者(International-Level Athlete): 国際競技連盟の登録検査対象者リストに含まれる者であり、1又は複数の国際競技連盟による指定を受けた競技者をいう。

国際基準(International Standard): 本規程を側面から支援する目的で世界アンチ・ドーピング機構(WADA)によって導入された基準をいう。国際基準の遵守は(他の選択的基準、慣行、実施要領を遵守していない場合でも)、国際基準に盛り込まれた実施要領を適切に実施しなければならない。

未成年(Minor): 在住国の関連国内法に定められた成年年齢に達していないとをいう。

国内アンチ・ドーピング機関(National Anti-Doping Organization): 国内レベルにおいて、アンチ・ドーピング規則の採択・実施、検体採取の監督、検査結果の管理、聴聞会の実施に関して、主管の権限・責務を有するものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって上記指定が行われていない場合、その国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。

国内オリンピック委員会(National Olympic Committee): 国際オリンピック委員会の承認を受けた団体をいう。国内オリンピック委員会のアンチ・ドーピング関連の職責を国内スポーツ連盟が実質的に果たしている国の場合、「国内オリンピック委員会」という用語には、当該国内スポーツ連盟も含まれる。

予告なし(No Advance Notice): ドーピング・コントロール活動のうち、競技者に対して予告を行わずに実施されるものであって、通知の瞬間から検体提供までの間、競技者に対して継続的に付添人が付くものをいう。

競技外(Out-of-Competition): 競技会以外のドーピング・コントロール活動をいう。

暫定的資格停止(Provisional Suspension): 上記アンチ・ドーピング規則違反の処置を参照。

登録検査対象リスト(Registered Testing Pool): 各国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が別々に定めたトップレベルの競技者層で、当該国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関の検査対象の選定・企画の一環として競技会検査及び競技外検査の双方を受ける。

検体 / 標本 (Sample/Specimen): ドーピング・コントロール用に採取された生体物質をいう。

署名当事者 (Signatories): 本規程に署名し本規程を履行することに同意した団体をいう。具体的には、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内アンチ・ドーピング機関、世界アンチ・ドーピング機構などを指す。

焦点を絞った検査(Target Testing): 競技者検査対象リストの中から特定競技者又は競技者層をある期間において、検査に抽出される特定競技者や競技者グループの中から競技者を選ぶことをいう。

検査(Testing): ドーピング・コントロール活動のうち、検査対象の選定・立案、検体採取、検体の取り扱い、分析機関への検体運搬が関係する部分をいう。

WADA: 世界アンチ・ドーピング機構をいう。

3.2 国際検査基準における定義用語

血液採取要員 Blood Collection Official): 血液検体の採取を行う資格があり、かつ競技者より採血する権限を ADO より与えられた役員をいう。

管理の連鎖(Chain of Custody): 検体／標本の用意から検体／標本が分析のために受理されるまでの検体／標本を所轄する個人或いは機関による一連の手順をいう。

シャペロン(Chaperone): 検体採取に選択された競技者への通知、競技者がドーピング・コントロール・ステーションに到着するまでの付添いと監視、及び／或いは教育を受けて権限が与えられた場合の検体提供の監視及び証明を含む、特定の業務を執行するために教育を受け、ADO に権限を与えられた役員をいう。

ドーピング・コントロール・オフィサー(Doping Control Officer): ADO にて教育を受け、そして権限を与えられた役員で、検体採取セッションの現場の管理及び権限を委任されている役員をいう。

ドーピング・コントロール・ステーション(Doping Control Station): 検体採取セッションが実施される場所をいう。

遵守不履行(Failure to Comply): 本規定条項第 2.3、2.4、2.5、2.8 項のドーピング規則違反を解説するために使用される用語をいう。

検体採取用具(Sample Collection Equipment): 検体採取過程に競技者の検体を直接採取あるいは保存するために使用される容器或いは器具。検体採取用具には最低でも以下を含むこと:

- ・ 尿検体採取用具:
 - 競技者の体から尿検体が離れると同時に採取するための採取カップ
 - 尿検体をしっかり保存するための密封可能で、開封が明確になるボトルと蓋;

- ・ 血液 検体採取用具：
 - 血液 検体採取用針；
 - 血液 検体を保存するための密封可能な採血管と開封が明確になる仕組み。

検体採取要員(Sample Collection Personnel): ADO により 検体採取セッションにおいて職務を遂行或いは補助する権限が与えられた役員の総称をいう。

検体採取セッション(Sample Collection Session): 競技者への通知から検体を提供した後ドーピング・コントロール・ステーションを去るまでの競技者に直接関わる一連の行為全てをいう。

重みづけ(Weighted): ドーピングの潜在的危険性やドーピングパターンの可能性に基づく基準を使用した競技者選択のランキング方法をいう。

第2部: 検査基準 (Standards for Testing)

4.0 立案 (Planning)

4.1 目的 (Objective)

目的は、検査における効果的な競技者の割当てを計画することと履行することである。

4.2 概略 (General)

立案は登録検査対象リストに含まれる競技者に関する基準確立から始まり、競技者を検体採取のために選択することで終了する。

主な活動は情報収集、リスク評価、及び検査割り当て立案の策定、監視、評価、調整である。

4.3 登録検査対象リストを確立するための必要条件 (Requirements for establishing the Registered Testing Pool)

4.3.1 アンチ・ドーピング機関 (ADO) は登録検査対象リストに含まれる競技者用の基準を定義し、文書化すること。以下は必ず含ませるものとする：

- 国際競技連盟 (IFs) :
国際競技会の高いレベルにおいて競技する競技者及び
- 国内アンチ・ドーピング機関:
オリンピック及びパラリンピックスポーツにおいて各国代表チームの一員であり、国内競技連盟が認める競技者

当基準は最低でも年に1度は見直され、必要に応じ改訂されるものとする。

4.3.2 ADO はアンチ・ドーピング規則違反の一連として資格剥奪又は暫定的資格停止期間中である競技者を登録検査対象リストに含み所轄下に含めること。

4.3.3 登録検査対象リストは競技者の競技レベルの変化を反映させ、必要に応じ競技者のリストへの追加或いは削除を確実にを行うため、検閲し、定期的に改訂すること。

4.4 競技外検査を目的とした競技者の居所情報収集条件

4.4.1 ADOは以下に対し手順及び/或いはシステムを定義するべきである:

- a) 登録検査リストを含めた全競技者に対し抜き打ちでの検体採取の計画、実施を確実にするために十分な居所情報を収集、継続、監視、及び
- b) 競技者が正確で適時の居所情報を提供しない場合、情報が最新で完璧な状態であることを確実にする適切な対処。

4.4.2 最低限、以下に示す競技者の居所情報を収集すること:

- a) 氏名
- b) 競技/種目
- c) 住所
- d) 連絡先電話番号
- e) トレーニング時間及び場所
- f) トレーニングキャンプ
- g) 旅行計画
- h) 競技会スケジュール
- i) 身体障害に該当すれば、通知の際の第三者立会いの必要性など。

4.5 検査割り当て計画条件

4.5.1 ADOは最低でも各スポーツ及び/或いは分野におけるドーピングの潜在的危険性及びドーピングパターンの可能性を以下に基づいて評価すべきである:

- a) スポーツの身体的負担及びドーピングが引き出すであろうパフォーマンス促進効果の可能性;
- b) 入手可能なドーピング分析統計;
- c) 入手可能なドーピング傾向についての研究;
- d) トレーニング期間と競技シーズン。

4.5.2 ADOは、4.5.1で確定された情報、登録検査リストにおける各スポーツ/分野における競技者の人数、そして前回の検査割り当て計画周期の評価結果に基づき検査割り当て計画を策定及び文書作成を行うべきである。

- 4.5.3 ADO は、効果的な抑制を達成するために必要とされる、予告なし、競技外、競技会、血液及び尿検体採取を含め、各スポーツ/分野の検体採取種類により検体採取の数を割り当てるべきである。
- 4.5.4 ADO は、最新情報を定期的に組込んで、検査割り当て計画を見直すシステムを確立し、そして、その他の ADO による登録検査リストの競技者からの検体採取を考慮する。
- 4.5.5 ADO は検査割り当て計画データを保守するシステムを確立すること。このようなデータは、計画への調整が必要かどうかを判断する補助として使用される。この情報は最低でも以下の情報を含むべきである：

各検査に対し：

- a) 競技 / 種目；
- b) 競技者が代表する国(該当すれば)；
- c) 検体採取の種類(予告なし、競技外、競技会、或いは予告)；
- d) 検体採取の日付；及び
- e) 検体採取が実施された国。

それに加え、違反が疑われる分析結果それぞれに対し：

- a) 検体採取と分析の日付；
- b) 検出された物質の分類；
- c) 検出された実際の物質；
- d) 該当する場合、アンチ・ドーピング規則違反の制裁措置。

- 4.5.6 ADO は競技者の補助要員が該当競技者の検査割り当て計画に関わることがないことを確実にすること。
- 4.5.7 国際競技会における検査の立案と実施において、関連 IF が本基準に依るドーピング・コントロール・プログラムを持っていない場合、国内アンチ・ドーピング機関が検体採取執行者として優先される。

4.6 競技者の選択条件

- 4.6.1 検査割り当て計画において各スポーツ/種目に割り当てられた検体採取の人数に合わせ、ADO は焦点を絞った検査、**重みづけ**及び無作為選択方法を使用し、検体採取用の競技者選択を行う。

4.6.2 最低限として、ADO は以下の情報に基づき焦点を絞った検査競技者を考慮すべきである：

- a) 傷害；
- b) 予定されていた競技会からの辞退或いは欠場；
- c) 引退予定或いは引退からの復帰；
- d) ドーピングを示す態度；
- e) 急激なパフォーマンスの大きな向上；
- f) 遠く離れた場所への引越しを含め、ドーピングの危険性の潜在的増加を示している競技者居所情報の変更；
- g) 競技者のスポーツパフォーマンスの競技歴；
- h) 過去のドーピング・コントロールの詳細；
- i) 資格剥奪の期間後、競技者の復帰；及び
- j) 第三者からの確実な情報。

4.6.3 ADOはその権限において4.3.1 及び4.3.2 に定義されている登録検査リストに含まれていない競技者を検体採取に選択することができる。

4.6.4 ADO が検体採取の為にドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)に競技者を選択する権限を与えた場合、ADO は検査割り当て計画に適合した選択基準を当該 DCO に提供すること。

4.6.5 検体採取の競技者選択後、競技者に通知する前に、ADO及びDCOは、予告なしで競技者が通知、検査されることを確実にするために、競技者の選択を知る必要のある人物にのみ明示することを確実にすること。

5.0 競技者の通知

5.1 目的 (Objective)

選択された競技者が通知されていること、競技者の権利が保持されていること、提供された検体が操作されることがないこと、通知が記録されていることを確実にすることである。

5.2 概略 (General)

競技者への通知は ADO が選択され競技者への通知を開始したときから始まり、競技者がドーピング・コントロール・ステーションに到着あるいは ADO が競技者の遵守不履行の可能性に気づいた時に終了する。

主な活動は:

- a) DCO、シャペロン、及びその他 検体採取要員の指名;
- b) 競技者の居所確定と、競技者の確認;
- c) 検体の提供者として選択されたこと、そして、競技者の権利と義務についての当該 競技者への通知;
- d) 抜き打ち検体採取において、通知時から指定された ドーピング・コントロール・ステーションに到着するまでの 競技者への継続的な付添い; 及び
- e) 通知の記録。

5.3 競技者の通知前条件

- 5.3.1 予告なしは、競技外検体採取が可能な場合にいつでも行うことができる通知方法である。
- 5.3.2 検体採取セッションを実施或いは補助するために、*ADO* は任命された責務についての訓練を受け、検体採取の結果に対する利害関係がなく、未成年でない者を 検体採取要員として指名し、権限を与えることができる。
- 5.3.3 検体採取要員は *ADO* により提供される公的な役員証明証を所持しなければならない。身分証明の最低条件は、発行した *ADO* の名称が役員カード / 文書類に記載されていることである。DOC の証明書には、氏名、写真及び役員カード / 文書類の有効期限が記載されている付加条件が含まれるものとする。血液採取役員には、血液検体採取における専門的な訓練を受けた証明を含む身分証明条件がある。
- 5.3.4 *ADO* は 検体採取に選択された 競技者の身分を証明する基準を確立すること。これにより選択された競技者が通知を受けた競技者であることを確認する。
- 5.3.5 *ADO*、DCO 或いは シャペロンは、該当時、選択された 競技者の居所を確定し、スポーツ / 競技会特有の状況や問題の状況などを考慮に入れ、通知方法とタイミングを立案する。
- 5.3.6 競技外検体採取において、*ADO* は 検体採取に選抜した 競技者への通知が適正に試みられることを確実にする基準を確立すること。
- 5.3.7 適正な試みは *ADO* により規定され、最低でも初回通知の試みから指定期間経過後の日中 / 夕方の別の時間と別の場所を考慮すること。

- 5.3.8 ADO は競技者への通知の試み及び結果の記録システムを確立すること。
- 5.3.9 5.3.10 に特定されている第 3 者への事前接触が必要とされない限り、検体採取に選択されたことを最初に通知されるのは競技者でなければならない。
- 5.3.10 ADO / DCO / シャペロンは、競技者が未成年の場合、付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対する変更に定めている競技者の身体障害により必要とされた場合、或いは通知において通訳が必要とされる状況など、該当時に第 3 者に事前通知すべきかどうかを考慮すること。
- 5.3.11 4.4.2 に提供されている情報を使用し、適正な試みで競技者に接触することができなかった場合、5.3.8 に従い試みを記録し、該当時、DCO 或いは ADO は付属文書 A-遵守不履行の可能性に対する調査を実施すること。
- 5.3.12 ADO は予想外の状況により、事前通知による検体採取の必要性が強いられない限り、検体採取を予告なしから事前通知へ再予定或いは変更することは無い。このような判断は全て記録すること。
- 5.3.13 事前通知 検体採取の通知は、なんらかの形で競技者が事前に通知を受け取ることを示す。

5.4 競技者の通知条件

- 5.4.1 初期接触が実行された際、ADO、DCO 或いは シャペロン は、該当時、競技者 及び / 或いは 5.3.10 に従い必要とされた場合は第 3 者に以下の通知を確実にする：
- a) 競技者 は検体採取を受ける必要がある旨；
 - b) 権限の下に検体採取が実施される旨；
 - c) 検体採取の種類及び検体採取前に付随する必要がある条件全て；
 - d) 以下の権利を含む、競技者 の権利：
 - i. 代理人及び、必要な場合は、通訳を伴う権利；
 - ii. 検体採取プロセスの更なる情報を求める権利；
 - iii. 正当な理由により ドーピング・コントロール・ステーション への出頭の延着を要請する権利；及び
 - iv. 付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対する変更に定められている調整を

要求する権利。

- e) 以下の条件を含む競技者の義務：
- i. DCO / シャペロンによる最初の本人への通知の瞬間から、検体採取手続きが完了するまで常時 DCO / シャペロンの視界に留まること；
 - ii. 5.3.4 に従い、身分証明書の提示；及び
 - iii. 検体採取手続きに同意すること、そして遵守不履行という結果になる可能性のある旨； 及び
 - iv. 正当な理由による延着を除き、可能な限り早期に、そして 予告なし検体採取通知の 60 分以内及び 検体採取事前通知受領後 24 時間以内の ドーピング・コントロール・ステーションへの出頭。
- f) ドーピング・コントロール・ステーションの位置。

5.4.2 本人に接触した際、DCO / シャペロンは：

- a) この時点から競技者の 検体採取セッションが終了し、ドーピング・コントロール・ステーションを去るまで、競技者を常時監視下に置いておくこと。
- b) 競技者に公式な ADO 身分証明カード / 書類を使用し、身分を証明すること；
- c) 5.3.4 で定められている基準により 競技者の身元を確認する、競技者の身元確認における不履行すべて記録すること。このような場合、検体採取セッションの実施に責任がある DCO は、付属文書 A-遵守不履行見込みに対する調査に従い、当該状況を申告することが適切かどうかを判断すること。

5.4.3 シャペロン / DCO は、競技者が通知を認知及び承諾することを適切な書類に署名させること。通知を受けた 競技者が署名を拒否した場合、或いは通知を避けた場合、シャペロン / DCO は 競技者に対し遵守不履行という結果になる可能性がある旨を通知し、シャペロン (該当しない場合は DCO) は、全関連事実を早急に DCO へ報告すること。可能な場合、DCO が 検体採取を継続する。DCO は事実を記録し、状況を ADO に報告する。DCO と ADO は付属文書 A-遵守不履行見込みに対する調査に規定されている手順に従うこと。

5.4.4 DCO / シャペロン は 競技者の通知の認知及び承諾から 60 分以内の ドーピング・コントロール・ステーションへの出頭延着要請を考慮し、当該要請が 5.4.5 及び 5.4.6 に相当するかを考慮し、承認或いは却下する。DCO は ADO による更なる調査が必要とされる可能性がある延着全てに対して理由を記録すること。通知後最初の尿 検体を採取すること。

5.4.5 ドーピング・コントロール・ステーションに 60 分以上の出頭延着、及び / 或いは競技者がドーピング・コントロール・ステーションへ到着してから外出したいという要請時、競技者が遅れている間も継続的に付添われ、当該要請が以下の行動に関係している場合、DCOは要請を許可することがある：

- a)表彰式への出席；
- b)メディア対応；
- c)引き続く競技への参加；
- d)ウォームダウンを行う場合；
- e)必要な医療行為を受ける場合；
- f)代理人及び / 或いは通訳を探す場合。

DCOは *AD0*により更なる調査が必要とされる可能性がある、ドーピング・コントロール・ステーションへの出頭延着の理由及び / 或いはドーピング・コントロール・ステーションに一度到着してから外出する理由を記録すること。

5.4.6 DCO / シャペロンは、競技者に継続的に付添うことができない場合、競技者からの延着要請を却下することができる。

5.4.7 競技者が事前通知 検体採取の通知を受け、指定された時間にドーピング・コントロール・ステーションに出頭しなかった場合、DCOは各自の判断において競技者への接触を試みるかどうかを判断することができる。最低でも、DCOは指定時間から 30 分間待って離れることができる。DCOが離れる時間になるまでに競技者が出頭してこない場合、DCOは付属文書 A-遵守不履行の可能性に対する調査の条件に従うこと。

5.4.8 最低待ち時間以降で DCOの出発前に競技者がドーピング・コントロール・ステーションに出頭してきた場合、DCOは遵守不履行として処理をするかどうかを判断すること。可能な限り DCOは 検体採取処理を行い、競技者がドーピング・コントロール・ステーションへの出頭が延着した詳細を記録すること。

5.4.9 競技者を監視下に置いている間、検体採取要員が検査の信頼性を損なう可能性がある事実に気づいた場合、その状況を DCOへ報告し、DCOにより記録される。DCOが適切であると判断した場合、DCOは付属文書 A-遵守不履行の可能性に対する調査の条件に従うこと。

6.0 検体採取セッションの準備(Preparing for the Sample Collection Session)

6.1 目的 (Objective)

効率よく効果的な検体採取セッションの実施を確実にするための準備。

6.2 概略

検体採取セッションの準備は、セッションの効果的な実施のために重要な情報を得るためのシステムを確立することから始まり、検体採取用具が特定基準に適合することが確認された時に終了する。

主な活動は：

- a) 検体採取セッションに関する詳細を収集するシステムの確立；
- b) 検体採取セッション中に帯同する権限が与えられる人物の規準確立；
- c) ドーピング・コントロール・ステーションが 6.3.2 に規定されている最低基準を満たしていることを確実にする；
- d) ADOが使用する検体採取用具が6.3.4に規定されている最低基準を満たしていることを確実にする。

6.3 検体採取セッション準備の必要条件

6.3.1 ADO は付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対する変更の規定されている身体障害を伴う競技者の要望を満たす特定の条件を含み、検体採取セッションが効果的に実施できることを確実にするために必要な全情報を得るためのシステムを確立すること。

6.3.2 DCO は最低でも競技者のプライバシーを確保し、検体採取セッション中はドーピング・コントロール・ステーションとして単独で使用されるドーピング・コントロール・ステーションを使用すること。DCO はこれらの基準からの明らかな乖離について記録しなければならない。

6.3.3 ADO は、検体採取セッション中に検体採取要員の他に帯同することができる権限を与える規準を確立すること。最低でも、基準として下記を含む。

- a) 競技者の権利として、代理人及び/通訳を、競技者が尿検体を排出しているときを除く検体採取セッション中に帯同すること。
- b) 未成年競技者の権利及び監視する DCO / シャペロンの権利として、未成年競技者が尿検体を排出している時に代理人がシャペロンを監視できるが、未成年競技者にそのように要請されなければ、代理人なしで検体の排出を直接監視する。
- c) 身体障害を伴う競技者の権利として、付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対

する調整に提起されているように代理人を帯同することができる。

- d) *WADA* 独立監視員は、独立監視プログラムにおいて適用される。*WADA* 独立監視員は、尿検体の排出を直接監視することはない。

6.3.4 DCO は最低でも以下の基準を満たしていることを、*ADO* により承認された検体採取用具システムのみを使用すること。それらは：

- a) 全ボトル、容器、試験管(スピツ)、或いはその他 競技者の検体を密封するために使用する用具に独特のナンバリングシステムを導入すること。
- b) 操作されたことが明白となる密封システム。
- c) 用具そのものから 競技者の身元が明らかとならないことを確実にすること。
- d) 全用具が清潔であり、競技者が使用する前に密封されていることを確実にすること。

7.0 検体採取セッションの実施(Conducting the Sample Collection Session)

7.1 目的(Objective)

検体の完全性、安全保証性、属性の確保と競技者のプライバシーを考慮に入れた検体採取セッションの実施。

7.2 概略(General)

検体採取セッションの開始は、検体採取セッションの実施における全体的な責任の定義から始まり、検体採取の記録文書化が完了した時点で終了する。

主な活動は：

- a) 検体採取の準備；
- b) 検体の採取；及び
- c) 検体採取の記録。

7.3 検体採取前必要条件(Requirements prior to Sample collection)

7.3.1 *ADO* は検体採取セッションの実施全体に責任を持ち、特定の責任を DCO に委任する。

- 7.3.2 DCO は 5.4.1 に定められている、権利と義務を 競技者 に通知することを確実にすること。
- 7.3.3 DCO は 競技者 に水分補給をする機会を与えること。
- 7.3.4 競技者 は DCO / シャペロン による継続的な監視下にあり、かつ DCO の認可があるときのみ ドーピング・コントロール・ステーション を外出することができる。DCO は 競技者 が 検体 を提出することができるまで、5.4.5 及び 5.4.6 に定められている 競技者 による ドーピング・コントロール・ステーション からの正当な外出要請全てを考慮すること。
- 7.3.5 DCO が 競技者 に ドーピング・コントロール・ステーション からの外出を認可した場合、DCO は 競技者 の以下について同意すること：
- a) 競技者 が ドーピング・コントロール・ステーション を外出する目的； 及び
 - b) 戻り時間(或いは同意した活動が終了次第戻る)。

DCO は当該情報と 競技者 の実際の出発及び戻り時間を記録すること。

7.4 検体採取必要条件 (Requirements for Sample collection)

- 7.4.1 DCO は特定の 検体 採取の種類により以下の規約に従い 競技者 から 検体 採取を行うこと：
- a) 付属文書 C-尿 検体 の採取
 - b) 付属文書 D-血液 検体 の採取
- 7.4.2 競技者 及び / 或いは 競技者 の関係者による全ての行動、或いは 検体 採取に関する潜在的危険性を伴う異常を全て記録すること。必要な場合、ADO 及び / 或いは DCO は付属文書 A-遵守不履行の可能性に対する調査を実施すること。
- 7.4.3 検体 の出所、或いは真正に疑惑がある場合、競技者 は追加の 検体 を提出することを要求される。競技者 が追加 検体 の提出を拒否した場合、DCO は付属文書 A-遵守不履行の可能性に対する調査を実施する。
- 7.4.4 DCO は 競技者 にセッションがどのように実施されたかなどの懸念に関し文書化する機会を提供すること。
- 7.4.5 検体 採取セッション実施において最低でも以下の情報を記録すること：
- a) 日付、時間と通知の種類(予告なし、事前通知、競技会、或いは競技外)；
 - b) 検体 提出の日付と時間；

- c) *競技者の氏名*;
- d) *競技者の生年月日*;
- e) *競技者の性別*;
- f) *競技者の自宅住所と電話番号*;
- g) *競技者の競技と種目*;
- h) *検体コード番号*;
- i) *尿検体提出を監視したシャペロンの氏名と署名*;
- j) *血液検体を採取した血液検体要員の氏名と署名(該当時)*;
- k) *検体について必要とされる分析機関への情報*;
- l) *分析機関により指定された期間内における競技者により申告された投薬及びサプリメント摂取、及び最近の血液輸血の詳細(該当時)*;
- m) *手順における不都合*;
- n) *セッション実施に関する競技者のコメント或いは懸念(もしあれば)*;
- o) *競技者の氏名と署名*;
- p) *競技者代理人の氏名と署名(要求された場合)*;
- q) DCO の氏名と署名。

7.4.6 *競技者と DCO は、競技者の懸念の記録を含め、競技者の検体採取セッションの詳細を正確に反映した記録文書に満足を示した適切な文書に署名すること。競技者の代理人は競技者が未成年の場合、競技者に代わって署名することができる。競技者の検体採取セッションにて正式な役割を果たしていたその他の人物も執行手続きの承認として文書に署名してもよい。*

7.4.7 DCO は競技者により署名された検体採取セッションの記録のコピーを提供すること。

8.0 セキュリティ / 検査後の管理(Security / Post test administration)

8.1 目的(Objective)

国際検査基準 バージョン 3.0
2003 年 6 月

ドーピング・コントロール・ステーションにて採取された全検体及び検体採取書類がドーピング・コントロール・ステーションから出発する前にしっかりと保管されていることを確実にすること。

8.2 概略(General)

検査後の管理は、競技者が検体提出後、ドーピング・コントロール・ステーションを去った時から始まり、移送の為に採取した検体と書類の準備が完了した時点で終了する。

8.3 セキュリティ/検査後の管理条件

8.3.1 ADO は密封された検体がドーピング・コントロール・ステーションからの移送前にその完全性、属性、安全保証性が保全されている方法にて保管されていることを確実にする基準を定義すること。DCO は密封された全検体がこれら基準に基づいて保管されていることを確実にすること。

8.3.2 例外無く、採取された全ての検体は WADA 認定分析機関或いはその他 WADA により承認された分析機関での分析に送られる。

8.3.3 ADO / DCO は各密封された検体の書類が完了し、安全に扱われることを確実にするシステムを策定すること。

8.3.4 ADO は必要と判断した場合、実施される分析の種類に対する指示が WADA 認定分析機関或いはその他 WADA により承認された分析機関へ提供されることを確実にするシステムを策定すること。

9.0 検体の移送と文書作成 (Transport of Sample and documentation)

9.1 目的(Objective)

- a) 検体と関連書類が WADA 認定分析機関或いはその他 WADA により承認された分析機関に分析に必要かつ適正な状態で到着することを確実にする。
- b) 検体採取セッション書類は、DCO により ADO に確実に適切な方法で送られることを確実にすること。

9.2 概略(General)

移送は密封された検体と書類がドーピング・コントロール・ステーションを去る時から始まり、検体と検体採取書類が目的地にて受理が確認された時点で終了する。

主な活動は、WADA 認定分析機関或いはその他 WADA により承認された分析機関への検体と関連書類の確実な移送の手配と ADO への検体採取書類の確実な移送の手配である。

9.3 検体移送と文書作成の必要条件 (Requirement for transport of Sample and documentation)

- 9.3.1 ADO は検体と書類がその完全性、属性、安全保証性を保全された方法によって移送されることを確実にを行う移送システムを認可すること。
- 9.3.2 ADO は、検体と検体採取書類の両方が目的地に到着したことを確認することを含めた検体と検体採取書類の管理の連鎖を記録するシステムを策定すること。
- 9.3.3 密封された検体は常に ADO が認可した移送方法を使用し、検体採取セッション完了後実行可能な限り早急に WADA 認定分析機関あるいはその他 WADA により承認された分析機関へ移送される。
- 9.3.4 競技者を認識する書類は、WADA 認定分析機関あるいはその他 WADA により承認された分析機関へ移送される検体あるいは書類に含まれてはいけない。
- 9.3.5 DCO は、検体採取セッション完了後可能な限り早急に、関連する検体採取セッション書類全てを ADO が認可する移送方法を使用し、ADO へ移送すること。
- 9.3.6 書類を伴う検体又は検体採取書類の受領証が目的地にて確認されていない、或いは検体の完全性、属性が移送中に損なわれた場合、管理の連鎖が ADO により点検される。この場合、ADO は検体を失効させるか否かを考慮する。

第 3 部:付属文書(Annexes)

付属文書 A- 遵守不履行の可能性についての調査 (Investing a possible failure to comply)

A.1 目的(Objective)

検体採取セッション前、最中、後に起こった遵守不履行の判断の原因となりえる事実が鑑定され、対処され、記録されていることを確実にすること。

A.2 範囲(Scope)

遵守不履行の可能性に対する調査は、競技者が検査に操作を加えた可能性がある事実を、ADO あるいは DCO が認識した時点から始まり、ADO が遵守不履行の可能性に対する調査の結果に基づきその後の適切な処置を行う時点で終了する。

A.3 責任(Responsibility)

A.3.1 ADO は以下のことを確実にする責任がある：

- a) 競技者の検査を損なう可能性がある事実全てを鑑定され、遵守不履行が起こったかどうかを判断する；
- b) 該当時には、直接関係者からの情報を含め、可能な限り早急に全関連情報を入手し、或いは事実に関する全情報が報告され、証拠の可能性として提出すること；及び
- c) 遵守不履行の可能性を報告する適切な書類を完成させる。

A.3.2 検体採取要員は検査を損なう可能性がある事実に関し全てを DCO に報告する責任があり、DCO はそれら事実を ADO へ報告する責任がある。

A.4 必要条件(Requirements)

A.4.1 検査を損なう可能性がある事実全て可能な限り早急に報告すること。

A.4.2 当該事実が検査を損なう可能性がある場合、競技者は以下の場合通知される：

- a) 起こりうる結果について；
- b) ADOにより遵守不履行の可能性の調査が行われ、その後適切な処置が行われる場合。

A.4.3 遵守不履行の可能性について、必要な情報を関連情報源から可能な限り早急に入
手し、記録すること。

A.4.4 可能な場合、競技者の検体採取セッションを完了させること。

A.4.5 ADO は、遵守不履行の可能性について、独自の調査結果を結果管理処置として考
慮し、該当時にはその後の立案と検査を確実にするシステムを確立すること。

付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対する変更(Modification for Athletes with disabilities)

B.1 目的(Objective)

検体提出に関連して身体障害を伴う競技者の要望が可能な限り提供されることを確実にすること。

B.2 範囲(Scope)

変更の必要性を考慮するかどうかの判断の範囲は、身体障害を伴う競技者が関わる検体採取の状況を確認することから始まり、これら競技者に対し検体採取手順と用具に対する必要な変更を可能な限り行った時点で終了する。

B.3 責任(Responsibility)

ADOは、可能な場合、DCOが身体障害を伴う競技者に検体採取セッションを実施するために必要な検体採取用具と情報を持っていることを確認にする責任がある。DCOは検体採取に対し責任がある。

B.4 必要条件(Requirements)

B.4.1 身体障害を伴う競技者への通知及び検体採取の全ての面が、競技者の身体障害による変更が必要とされない限り、基本的な通知及び検体採取手順において実施されること。

B.4.2 検体採取の立案と準備において、ADO及びDCOは、検体採取用具や施設を含め、通知や検体採取の基本的手順において、身体障害を伴う競技者の検体採取における変更が必要とされるかどうかを考慮すること。

B.4.3 DCOはその調整が検体の完全性、安全保証性、属性を損なわれない限り、可能な範囲で状況に応じた変更を行う権限を持つものとする。

B.4.4 身体障害或いは知覚障害を伴う競技者において、競技者により権限が与えられ、かつDCOが認めた場合、競技者の代理人あるいは検体採取要員は検体採取セッション中に補助を行うことができる。

B.4.5 知的障害を伴う競技者に対し、ADO或いはDCOは、検体採取セッションの場における代理人を立ち合わせ、代理人が行わなくてはならない補助の本質的部分があるかどうかを判断すること。検体採取セッション中の付加補助は、競技者により権限が与えられ、DCOが認めた場合、代理人あるいは検体採取要員により提供することができる。

B.4.6 DCO は、検体の完全性、安全保証性、属性に影響がない限り、競技者が検体を提供するために必要な代替検体採取用具或いは施設の使用を決定することができる。

B.4.7 採尿あるいはドレナージシステムを使用している競技者は、分析用尿検体を提出する前に、当該システムに存在する尿を排除するよう要請される。

B.4.8 DCO は、上記処置に明記されている適切な変更を含め、身体障害を伴う競技者に対して行った基本的検体採取手順への変更を記録すること。

付属文書 C-尿検体の採取 (Collection of urine Samples)

C.1 目的(Objective)

競技者の尿検体は、以下のことを確実にする方法で採取する：

- a) 医療環境において国際的に認知されている予防手段基準に適した方式と一致した方法で競技者と検体採取要員の健康と安全性が損なわれないようにすること。
- b) 検体は分析機関のガイドラインを満たした質及び量であること。
- c) 検体が明確にそして正確に認識できること；及び
- d) 検体が確実に密封されていること。

C.2 範囲(Scope)

尿検体の採取は競技者が検体採取条件について通知されていることを確認する時点から始まり、競技者の検体採取セッション終了時に残留した尿を廃棄した時点で終了する。

C.3 責任(Responsibility)

DCO は各検体が適切に採取、認識、及び密封されることを確実にする責任がある。DCO / シャペロン は、尿検体の排出を直接監視する責任がある。

C.4 必要条件(Requirements)

C.4.1 DCO は、競技者が付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対する変更定められている変更を含め、検体採取における条件を通知されていることを確認すること。

C.4.2 DCO は競技者が検体採取用の適切な用具の選択が提供されていることを確認すること。競技者の身体障害の本質により、付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対する変更定められている追加或いはその他の用具を使用する必要がある場合、DCO は当該用具が検体の完全性、あるいは属性に影響を与えないことを確実にすること。

C.4.3 DCO は競技者に採取管を選択するよう指示を与えること。

C.4.4 競技者が採取管と尿検体を直接保持するその他全ての検体採取用具を選択した際、DCO は競技者に選択した用具が無傷であり、損傷を受けていないかどうか用具の全シールを確認するよう指示すること。選択した用具に競技者が不満足の場合、当該競技者は他を選択することができる。競技者が用意されている用具の選択肢全てに不満足の場合、DCO は当該事項を記録すること。

用意された用具の全てに不満足であるという競技者の意見に DCO が同意できない場合、DCO は競技者に対し検体採取セッションを続けるよう指示すること。用意された用具の全てに不満足であるという競技者が提示した理由に DCO が同意した場合、DCO は競技者の尿検体の採取を中止し、DCO はこれを記録すること。

C.4.5 付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対する変更に定められている競技者の障害により補助が必要とされない限り、検体が密封されるまで、競技者が採取管及び提出された全検体の管理を保持すること。

C.4.6 検体の提出を監視する DCO / シャペロンは、検体を提出する競技者と同性であること。

C.4.7 DCO / シャペロン及び競技者は検体を採取するためプライバシーエリアへ進む。

C.4.8 DCO / シャペロンは検体が競技者の体から出ていることを監視し、監視したことを書面に記録すること。

C.4.9 DCO は競技者の完全なる視界内で、関連分析機関の仕様に従い尿検体の量が分析に対し分析機関の条件を満たしているかを照合すること。

C.4.10 尿の量が不十分な場合、DCO は付属文書 E-尿検体-量不足に定められている部分検体採取手続きを実施すること。

C.4.11 DCOは競技者に C.4.4 に従い A と B ボトルを含んだ検体採取キットを選択するよう指示すること。

C.4.12 検体採取キットが選択された時点で、DCO と競技者は全てのコード番号が一致していることを確認し、DCO はこのコード番号を正確に記録すること。

競技者或いは DCO が番号の相違を発見した場合、DCO は C.4.4 に従い競技者に別のキットを選択するよう指示すること。DCO はその事実を記録すること。

C.4.13 競技者は関連分析機関が定めた尿の最小量を B ボトルへ入れ、その後 A ボトルにできる限りの量を入れること。その後、競技者は残った尿を B ボトルに入るだけ入れること。競技者は採尿カップの中に少量の尿を確実に残すこと。

C.4.14 競技者は DCO の指示に従い、ボトルを密封すること。DCO は競技者の完全なる視界内でボトルがきちんと密封されていることを確認すること。

C.4.15 DCO は、検体が分析機関のガイドラインを満たしているかを判断するため、関連分析機関の pH 及び比重ガイドラインを使用し採取管に残留した尿を検査すること。満たしていない場合、DCO は付属文書 F-尿検体-分析機関の pH 又は比重ガイドラインを満たしていない検体に従うこと。

C.4.16 DCO は、分析に送られない残留尿全てを、競技者の完全なる視界内での破棄を確実にすること。

付属文書 D-血液検体の採取 (Collection of blood Samples)

D.1 目的 (Objective)

下記のことを確実にすることができる方法で競技者の血液検体を採取すること：

- a) 競技者と検体採取要員の健康と安全を損なわない；
- b) 関連分析ガイドラインを満たした検体の質と量；
- c) 検体が明確かつ正確に認識されること； 及び
- d) 検体が確実に密封されること。

D.2 範囲 (Scope)

血液検体の採取は、競技者に検体採取条件を通知されていることを確認する時点から始まり、分析の為に WADA 認定分析機関あるいはその他 WADA により承認された分析機関へ発送される前に検体を適切に保管した時点で終了する。

D.3 責任 (Responsibility)

D.3.1 DCO は以下の事を確実にする責任がある：

- a) 各検体が適切に採取、認識、密封されていること； 及び
- b) 全検体が適切に保管され、関連分析ガイドラインに従い発送されていること。

D.3.2 血液採取役員は血液検体の採取、検体の提出に関する質問への返答、及び検体採取セッションを終了するのに不必要な使用済み血液採取用具を適切に廃棄処分する責任がある。

D.4 必要条件 (Requirements)

D.4.1 血液に関わる手順は、医療環境において国際的に認知されている関連基準と一致させること。

D.4.2 血液検体採取用具は、A 検体管、あるいは A 検体管と B 検体管、のどちらかで構成させること。検体採取が血液単独で行われる場合、B 検体は採取され、必要な場合の確認用として使用すること。

D.4.3 DCO は、競技者が付属文書 B-身体障害を伴う競技者に対する変更に定められている調整を含め、検体採取における必要条件を通知されていることを確認すること。

D.4.4 DCO / シャペロンと競技者は、検体を採取する場所へ進む。

D.4.5 DCO は、検体採取前に最低でも 10 分はリラックスしたポジションがとれることを含め、快適な状態を提供することを確実にすること。

D.4.6 DCO は、競技者に検体採取に必要な検体採取キットを選択させ、選択した用具が無傷であり、しっかり密封されているかを確認するよう指示すること。競技者が選択した用具に不満足の場合、当該競技者は他を選択することができる。競技者が用意されている用具の全てに不満足であり、入手可能なものが他にない場合、DCO は当該事項を記録すること。

用意された用具の全てに不満足であるという競技者の意見に DCO が同意できない場合、DCO は競技者に対し、検体採取セッションを続けるよう指示すること。

用意された用具の全てに不満足であるという競技者が提示した理由に DCO が同意した場合、DCO は競技者の血液検体の採取を中止し、DCO はこれを記録すること。

D.4.7 検体採取キットが選択された際、DCO と競技者は全てのコード番号が一致していることを確認し、DCO は当該コード番号を正確に記録すること。

競技者あるいは DCO が番号の相違を発見した場合、DCO は D.4.5 に従い競技者に別のキットを選択するよう指示すること。DCO はその事実を記録すること。

D.4.8 血液採取役員は、競技者のパフォーマンスに悪影響を与えないであろう部位を滅菌消毒剤ワイプあるいはスワブで消毒し、必要に応じ駆血帯を用いること。血液採取役員は、表層静脈から最終採取容器へ血液検体を採取すること。駆血帯を使用した場合、静脈穿刺を行った直後に取り外すこと。

D.4.9 採取する血液量は、検体分析を行うために必要な関連分析条件を満たすのに十分であること。

D.4.10 競技者から最初に摂取した血液量が不十分の場合、血液採取役員は手順を繰り返すこと。最大試行回数は 3 回とする。全試行に失敗した際、血液採取役員は DCO に通知すること。DCO は、血液検体の採取を中止し、当該事項と採取を中止した理由を記録すること。

D.4.11 血液採取役員は穿刺部分にガーゼをあてがう。

D.4.12 血液採取役員は、検体採取セッションを終了するために、必要としない使用済み血液採取用具を廃棄処分すること。

D.4.13 競技者は DCO の指示に従い、本人の検体を検体採取キット内に密封すること。完全なる競技者の視界内において、DCO は密封が十分にできているかを確認すること。

D.4.14 密封された検体は、分析前、あるいは WADA 認定分析機関あるいはその他 WADA により承認された分析機関へ発送される前は、ドーピング・コントロール・ステーションで冷蔵温度(冷凍温度ではなく)にて保存されること。

付属文書 E-尿検体-量不足 (Urine Samples-Insufficient volume)

E.1 目的 (Objective)

提出された尿の量が不十分であった場合、以下に定める適切な手順に従うことを確実に行うこと。

E.2 範囲 (Scope)

手順は、競技者に検体の量が不十分であった旨を通知することから始まり、十分な量の検体が提出された時点で終了する。

E.3 責任 (Responsibility)

DCO は検体量が不十分であることを宣告し、総量として十分な検体を得るため、追加の検体を採取する責任がある。

E.4 必要条件 (Requirement)

E.4.1 採取された検体の量が不十分である場合、DCO は関連分析機関の規定量を満たすために更なる検体の採取が必要である旨を競技者に通知すること。

E.4.2 DCO は C.4.4 に従い部分検体採取用具を選択するよう競技者に指示すること。

E.4.3 DCO は関連用具を開封し、当該容器に不十分量の検体を注ぎ、DCO の指示に従いそれを密封するよう競技者に指示すること。DCO は競技者の完全なる視界内において、当該容器がしっかりと密封されていることを確認すること。

E.4.4 DCO と競技者は用具のコード番号と、不十分量の検体の量と確認がDCO により正確に記録されていることを確認すること。競技者あるいはDCO のどちらかが、密封された部分検体の管理を保持すること。

E.4.5 追加検体の提出を待つ間、競技者は引き続き継続的な監視下に留まり、水分補給を行う機会が与えられること。

E.4.6 競技者が追加検体の提供が可能になった際、初期と追加の検体を合わせて十分な量の尿が提出されるまで、付属文書 C-尿検体の採取に定められている通り、検体採取手順を繰り返し行うこと。

E.4.7 DCO は十分な量の尿が提出されたら、DCO と競技者は前に提出した不十分量の検体が含まれている部分検体容器の密封シールが損なわれていないを確認すること。シールの完全性に異常がみられる場合は、DCO により記録され、付属文書 A-遵守不履行の可能性に対する調査に基づき調査すること。

E.4.8 その後 DCO は、競技者に対し密封シールを開封し、規定量に達するまで、最初に採取された 検体に追加 検体を引き続き追加していることを確認しながら 検体を一緒に入れるよう指示すること。

E.4.9 DCO と 競技者は C.4.11 へと継続すること。

付属文書 F-尿検体-分析機関の pH または比重ガイドラインを満たしていない検体 (Urine Samples Samples that do not meet laboratory pH or specific gravity guidelines)

F.1 目的(Objective)

尿検体が認定分析機関の pH または比重ガイドラインを満たしていない際、適切な手順が行われることを確実にすること。

F.2 範囲(Scope)

手順は、DCO が競技者に更なる検体採取が必要な旨を通知することから始まり、認定分析機関の pH または比重ガイドラインを満たす検体の採取、あるいは必要な場合、ADOによる適切な今後の処置が行われた時点で終了する。

F.3 責任(Responsibility)

ADO は、競技者の検体採取セッションにおける追加検体の回数に対する基準を策定する責任がある。採取された追加検体が関連分析機関の分析用ガイドラインを満たしていない場合、ADO は当該競技者に対し、新たな検体採取セッションを予定し、必要な場合、引き続き適切な処理を行う責任がある。

DCO は ADO の基準に従い、追加検体採取を行う責任がある。

F.4 必要条件(Requirement)

F.4.1 競技者の検体が関連分析機関の pH または比重ガイドラインを満たす見込みが無いと判断した際、ADO は、DCO により採取される追加検体の回数に対する基準を策定すること。

F.4.2 DCO は、更なる検体の提出が必要である旨を競技者に通知すること。

F.4.3 追加検体の提出を待つ間、競技者は引き続き継続的な監視下に留まること。

F.4.4 競技者が追加検体の提供が可能になった際、DCO は付属文書 C-尿検体の採取と F.4.1 で策定された追加検体の採取回数基準に定められている通り、検体採取手順を繰り返し行うこと。

F.4.5 DCO は、採取された検体が単独の競技者に属するものである旨と、提供された検体の順番を記録すること。

F.4.6 DCO は、その後 C.4.16 を続けること。

F.4.7 競技者の全検体が分析機関の pH または比重の分析用条件を満たしていないと関連分析機関が判断し、これが生来の原因に関係していない場合、ADO は当該競技者に

対し、可能な限り早急に焦点を絞った検査として再度検体採取セッションを予定すること。

F.4.8 焦点を絞った検査の検体採取セッションにおいても、検体が分析機関の pH または比重の分析用条件を満たしていない結果である場合、*ADO* はアンチ・ドーピング規則違反の可能性の調査を行うこと。

付属文書 G- 検体採取担当者の条件(Sample Collection Personnel Requirements)

G.1 目的(Objective)

検体採取要員に利害の抵触がなく、検体採取セッションの実施において十分な資格と経験があることを確実にすること。

G.2 範囲(Scope)

検体採取要員の条件は、検体採取要員として必要な能力の訓練から始まり、身分証の給付にて終わる。

G.3 責任(Responsibility)

ADOは、当付属文書 G に定義されている全活動に対し責任がある。

G.4 必要条件-資格と訓練(Requirement-Qualifications and Training)

G.4.1 ADOは、ドーピングコントロール・オフィサー、シャペロン及び血液採取係員の職責に必要な権限と資格条件を定めること。ADOは、全ての検体採取要員それぞれの責任要旨の職務記述を策定すること。最低限として：

- a)検体採取要員は成人年齢であること。
- b)血液採取要員は、十分な資格と静脈から血液採取を行うために必要な実務技術を得ていること。

G.4.2 ADOは、セッションにおいて検体を提供する可能性がある競技者からの採取、あるいは検体検査結果に利益を持つ検体採取要員を当該検体採取セッションに選任しないことを確実にすること。検体採取要員は、以下の場合において検体の採取に利益を持つと判断される：

- a)検査が実施されているスポーツの立案に関わっている；または
- b)そのセッションにて検体を提出する可能性がある競技者に、個人的な事情または関係がある。

G.4.3 ADOは、検体採取要員が職務を実施するための十分な資格を獲得し、訓練を受けていることが確実となるシステムを策定すること。

G.4.4 シャペロンおよび血液採取要員の訓練プログラムは、最低でも検査手順の全関連手順及び医療環境における関連予防措置基準を精通する勉強を含むものとする。

- G.4.5 ドーピングコントロール・オフィサーの訓練プログラムは、最低でも以下を含むこと：
- a) ドーピングコントロール・オフィサーの職責に関する様々な種類の検査業務についての総合的な理論的トレーニング；
 - b) 本基準における条件に関連した全のドーピング・コントロール業務の見学 1 回、現場での見学が好ましい；
 - c) 認定ドーピングコントロール・オフィサーあるいはそれに類似した者による監督のもと、現場における1つの検体採取全過程の満足のいく執行。

現場における見学には、具体的な検体提出にかかわる必要条件を含まないものとする。

G.4.6 ADOは、教育、トレーニング、技術、経験についての記録を保持すること。

G.5 必要条件-認可、再認可及び委任 (Requirement Accreditation, re-accreditation and delegation)

G.5.1 ADOは検体採取要員に対する認定及び再認定システムを策定すること。

G.5.2 ADOは認定を与える前に、検体採取要員が訓練プログラムを完了し、本検査基準の必要条件に精通していることを確実にする。

G.5.3 認可の最大有効期間は 2 年間とする。検体採取要員は、再認可前 1 年の間に検体採取業務に参加していない場合、完全な訓練プログラムを繰り返し受講するものとする。

G.5.4 ADOが承認している認定を持っている検体採取要員のみが、ADOの代理として検体採取業務を実施する権限がADOにより与えられる。

G.5.5 ドーピングコントロール・オフィサーは、検体採取セッションに関わる業務、特に認定されていない限り血液採取は除く、を一人で実施することができ、またシャペロンの職務権限内における特定の業務を、シャペロンに実施するよう指示することができる。